

九戸村物価高騰対策賃上げ支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 最低賃金の大幅な上昇が続く中、中小企業等が継続的に賃上げできる環境を整え、必要な人材を確保していくため、予算の範囲内で九戸村補助金交付規則（昭和35年九戸村規則第2号）及びこの要綱に定めるところにより補助金を交付する。

(交付対象者)

第2条 交付対象者は、次の各号の要件を全て満たしているものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者であり、村内に事業所を有する法人（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条に規定する法人のうち、公益法人等、協同組合等又は普通法人に該当する者）又は個人事業者であること。
- (2) 村内の事業所において、週所定労働時間が20時間以上の従業員を常時1人以上雇用していること。
- (3) 令和7年10月1日から令和8年9月30日までの間に、従業員の賃金を賃上げ月の前月と比較して1時間当たり60円以上引き上げていること。
- (4) 1月以上、引き上げ後の賃金支給実績があること。
- (5) 引き上げ後の賃金水準を1年間継続すること。
- (6) 申請時点において、事業所内の全ての従業員の時給が最低賃金を上回っていること。
- (7) 過去に国、都道府県、市区町村等の助成事業等において、不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがないこと。
- (8) 過去5年間に重大な法令違反等がないこと。
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていないこと。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は更生手続中（申立て中を含む）ではないこと。
- (11) 九戸村暴力団排除条例（平成27年九戸村条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でなく、経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していないこと。
- (12) 村税に滞納がないこと。

2 次の各号のいずれかに該当するものは交付対象者から除くものとする。

- (1) 構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とするもの

- (2) 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの
 - (3) 特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの
 - (4) 岩手県が設立した法人
 - (5) 法人格のない任意団体、政治団体、宗教団体、運営費の大半を公的機関から得ている法人等
- (補助金額)

第3条 補助金の額は、前条第1項第2号から第5号を全て満たす従業員1人当たり3万円、1事業者につき最大50人分までとする。

2 令和7年10月1日から令和7年12月1日までの間に、時給971円未満の従業員の賃金を時給1,031円以上に引き上げた場合、前項の補助金に1万円を加算し支給する。

(申請書類)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業者は、次の各号の書類を令和8年12月28日までに村長へ提出しなければならない。

- (1) 九戸村物価高騰対策賃上げ支援補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)
 - (2) 誓約書兼同意書(様式第2号)
 - (3) 支給対象従業員一覧(様式第3号)
 - (4) 労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し
 - (5) 賃金台帳の写し(賃金改定月及び賃金改定月の前月分)
 - (6) 振込先口座の通帳の写し
 - (7) その他村長が必要と認める書類
- (交付決定等)

第5条 村長は、書類審査の上、補助金を交付するものと決定したときは、九戸村物価高騰対策賃上げ支援補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知し、補助金を交付するものとする。

(補助金の取消等)

第6条 村長は、申請書の記載等に虚偽が判明した場合又は支給決定後において支給要件を満たさない事実が確認された場合は、補助金額確定の取消、補助金の返還請求を行うことができる。

(指示事項の遵守)

第7条 申請者は、村長から報告、立会検査等の求めがあった場合、これに応じなければならない。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月20日から施行する。